

経済産業省

20170718中第5号

平成29年7月25日

全市町村の長及び東京都特別区の長 殿

経済産業大臣

「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においても受注機会の増大を通じて配慮する必要があります。

また、東日本大震災において被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっていることに加え、平成28年熊本地震において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、3兆8,185億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、55.1%といたしました。

また、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績額の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29

年度までの3年間で、26年度比で国等全体としておおむね倍増の水準となるよう引き続き努めるものいたしました。

さらに、新たな取組として、国等は、知的財産権の財産的価値について十分に配慮した契約内容とするように努めること、特に人件費比率の高い役務契約に対しては、業務内容に応じて部分払いを行うよう配慮することに努めること及び、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めること、といった措置を盛り込んだところであります。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 知的財産権の取扱いの明記【基本方針 第2「4」関係】

従前から知的財産権の取り扱いについて「書面をもって明確にする」ことが明記されていたが、これについて更なる周知徹底を図るとともに、知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めること。

2. 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮【基本方針第2「5」関係】

人件費比率の高い役務契約において、部分払いを導入することにより資金繰りの厳しい中小企業・小規模事業者の健全な事業運営・人材確保を図ること。

3. 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し【基本方針 第2「6」関係】

人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）において、年度途中の最低賃金額改定時に契約金額の見直しを検討することにより、官公需において最低賃金額の遵守に努めること。

4. 地方公共団体への協力依頼に関する事項【基本方針 第2「7」関係】

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等

により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するなど、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

5. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項

【基本方針 第3「1」(3)関係】

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るための措置等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。